

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和7年12月11日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500158 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500082 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 5 年 1 月 31 日

A社に代表取締役として勤務している期間のうち、請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項では、事業主が被保険者の負担すべき厚生年金保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合には、被保険者の標準賞与額の改定又は決定を行う旨規定されている。

A社から提出された請求者に係る令和 5 年分給与所得に対する源泉徴収簿及び同社から会計業務を委託されている税理士事務所から提出された請求者に係る令和 5 年分賃金台帳により、請求者は、請求期間に同社から 620 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 150 万円（上限額）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、事業主が請求者に係る厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とするとはできない旨規定されている。

A社に係る商業登記の記録により、請求者は請求期間において同社の代表取締役であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成 31 年 2 月 18 日から現在まで、請求者が事業主で同社における被保険者は一人であることが確認できる。

さらに、請求者は、自身がA社の社会保険事務を担当していた旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。